

【78 例目】茨城県（石岡市）における
豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和4年4月13日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

（１）農場の概況

- ① 当該農場は、丘陵部に位置し、農場の周辺には雑木林や畑が存在していた。
- ② 農場周辺ではイノシシの掘り返し等は確認されなかったが、野生動物の足跡らしきものは確認された。農場が所在する石岡市では昨年6月以降、23頭の野生イノシシで豚熱感染が確認されており、6月には農場から約2.0km、直近では11月には約4.0kmの距離に位置する地点で野生イノシシの感染が確認されていた。
- ③ 当該農場は開放豚舎であるストール舎、分娩舎、肥育舎及びユニットタイプの豚舎を複数並べた子豚舎の4棟で構成されていた。

（２）飼養衛生管理関係

- ① 従業員は農場立入り時に農場内の事務所にて農場・豚舎専用の長靴（分娩舎作業時はサンダルに履き替え、分娩舎用長靴を畜舎まで持参）、作業着に着替え、手指消毒を実施していた。農場出入口、事務所出入口、豚舎出入口、飼養衛生管理区域内の車両が通過する場所は消石灰散布を実施していた。
- ② 農場には飼養豚を管理する従業員が3名おり、原則豚舎毎での作業は分担（分娩舎/ストール舎/肥育舎・子豚舎）していたが同日内に異なる担当豚舎に入ることはあったとのこと。なお、担当外の作業を実施する際には、事務所に戻り作業着の更衣、長靴の交換をしていた。肥育舎・子豚舎は同一の作業者が担当しており、両豚舎で作業する際に長靴を交換していたが、作業着は更衣していなかった。
- ③ 農場内に、車両消毒用の動力噴霧器が設置されており、飼料の運搬車両等が入場する際には車両消毒が実施されていた。また、外部からの立ち入り者用の専用作業着及び長靴、ブーツカバーは用意されていたが、作業着の更衣、長靴の履き替えは実施しておらず、噴霧消毒を行った後、立入りしていた。
- ④ 分娩舎（発生豚舎）の担当者は当該豚舎のみ担当しており、事務所で分娩舎専用作業着に更衣していた。豚舎に入る際は事務所から持参した分娩舎用長靴に履き替え手指消毒を実施していた。
- ⑤ 肥育舎、ストール舎、子豚舎に入る際は、手指消毒と長靴の踏込消毒を実施していた。豚舎専用の長靴・作業着は農場立入り時に事務所で更衣していた。
- ⑥ 豚を豚舎間で移動する際は、離乳前後の子豚の移動は移動用ケージ、母豚は屋外の通路を歩行させ運搬していた。移動用ケージは使用後に消毒し、母豚が歩行する通路は月に1回程度、消石灰を散布していた。
- ⑦ 農場では主にパイプラインで自動給餌していたが、紙袋の飼料・人工乳は手給餌していた。
- ⑧ 飼養豚への給与水は、除菌を目的とした食品添加物を加えた井戸水を使用していた。
- ⑨ 糞尿は、固液分離され、糞は農場内及び農場外のたい肥発酵施設でたい肥化していた。なお、いずれのたい肥発酵施設にも防鳥ネットは設置しておらず、カラス除けを設置していたとのこと。また、農場外のたい肥発酵施設への往復の際、農場出入口で車両消毒は実施していなかった。
- ⑩ 死体は専用の移動用ケージで、農場外のたい肥発酵施設へ運搬していた。

（３）野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲には、金網フェンスが設置されていた。フェンスの一部は肥育舎の壁を使用していた。
- ② 衛生管理者によれば、農場周囲でイノシシを目撃したことはないとのこと。なお、調査時には農場周囲で小型野生動物の足跡は認められたが、イノシシの痕跡は確認されなかった。
- ③ 衛生管理者によれば豚舎内でネズミを見かけることがあり、殺鼠剤や粘着シートによる対策を行っていたとのこと。調査時にネズミは確認されなかった。
- ④ 分娩舎（発生豚舎）は、以前に豚舎内で猫が確認されており、2021年10月にカーテンの内側に設置された防鳥ネットの隙間がなくなるよう工事を行った。それ以降、ネズミ以外の野生動物は確認されなくなったとのこと。
- ⑤ ストール舎はカーテンのみで、防鳥ネットは設置されていなかった。肥育舎にはカーテン及び防鳥ネットが設置されていたが、一部ネットがない箇所もあった。なお、いずれもカーテンには野生動物が侵入可能な穴、畜舎壁に破損や隙間が確認された。
- ⑥ 子豚舎は、ユニットタイプの豚舎の運動場部分にのみ屋根が設置され、前面は防鳥ネットとブルーシートで覆われていたが側面に壁はなく、防鳥ネットは設置されていなかった。

（４）臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和2年3月に初回の豚熱ワクチン接種が実施されており、その後、継続的に概ね2週間に1回の頻度で豚熱ワクチン接種が実施されていた。なお、発生時は約30～45日齢で接種されていた。
- ② 4月12日に離乳豚の水様性下痢と死亡が確認され、同日ワクチン接種を実施予定だったため、家畜保健衛生所に病性鑑定を依頼したとのこと。当該農場では気温の変動時に子豚の発育不良や死亡が見られたことがあったため、衛生管理者によれば、今事例も急激な気温変化による体調不良、または細菌性の下痢と考えており、豚熱は疑っていなかったとのこと。
- ③ 調査時、発生豚舎の哺乳豚・離乳豚については殺処分された後であったが、肥育豚舎、子豚舎等の豚に異常は認められなかった。

（以上）